

## 入札説明書

令和7年12月24日（水）に公告した下記競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

### 1 契約事務担当課

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階

公益財団法人堺市公園協会 業務課 担当：山本・登り山・大門

電話 072-245-0070 FAX 072-245-0069

E-mail : park-a.sakai@sirius.ocn.ne.jp

### 2 条件付一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務名

荒山公園駐車場管理運営業務

#### (2) 履行内容等

別紙「仕様書」のとおり。

#### (3) 契約及び業務期間

履行期間：令和8年2月4日から令和8年4月10日

業務期間：令和8年2月10日から令和8年4月5日

#### (4) 入札方式

一般競争入札（郵便入札）で執行する。

#### (5) 最低制限価格

設定する。

#### (6) その他

公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第27条に規定する長期継続契約である。

### 3 条件付一般競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格について、堺市の種目「建物の維持管理 051004 人的警備」で登録している者。

条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日までの間、有効な登録を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。）第3条の規定に該当していないこと、かつ公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当していること。

(3) 参加申請締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「堺市入札参加停止」という。）又は入札参加回避（以下「堺市入札参加回避」という。）を受けていないこと、かつ公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含

む。) (以下「入札参加除外」という。) を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等 (改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。) (以下「通報等」という。)

を受けた当該通報に係る者でないこと。

(6) 本入札の入札者 (契約に関する権限等を委任された受任者を含む。) が、他の入札者 (契約に関する権限等を委任された受任者を含む。) を兼ねていないこと (同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)

(7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。

ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加申込 (以下「入札参加申請」という。) を行っている場合

イ 本入札に入札参加申請している他の組合の組合員である場合

(8) 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。

(9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

#### 4 日程

(1)	公告日	令和7年12月24日(水)
(2)	入札参加申請締切日時(郵送のみ)	令和8年1月14日(水)(郵送) 午後5時まで(必着)
(3)	質疑締切日時	令和8年1月14日(水)(電子メール) 午後5時まで(必着)
(4)	質疑回答日時	令和8年1月16日(金) 午前9時30分から午後5時00分まで (ただし、正午から12時45分の間は除く)
	質疑回答場所	堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階 堺市公園協会
(5)	条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書・関係書類交付日時	令和8年1月16日(金) 午前9時30分から午後5時00分まで (ただし、正午から12時45分の間は除く)
	条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書・関係書類交付の場所	堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2階 堺市公園協会
(6)	入札締切日時(郵送のみ)	令和8年1月22日(木) 午後5時まで(必着)
(7)	開札日時	令和8年1月23日(金) 午前10時30分
	開札の場所	堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 堺市公園協会 2階会議室
(8)	契約締結日	落札決定後、5日(休日を除く。)以内

#### 5 入札関係書類の配布

前記4(1)の公告日から(2)の参加申請締切日までに、当協会ホームページからダウンロードすること。

当協会ホームページ: <https://www.sakai-park.or.jp/tender/index.html>

#### 6 入札参加申請及び入札参加資格確認結果通知書等の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書」等の様式については前記5のとおり配布する。

(1) 入札参加申請における提出書類等

①提出書類

- 条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書

・組合員名簿の写し（組合で参加する場合に限る。）

②入札参加申請締切日時

前記4（2）入札参加申請締切日時のとおり

③提出場所

前記1の契約事務担当課

④提出方法

上記入札参加申請締切日時までに到着するように一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

⑤その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3（7）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、入札参加申請締切日までの間に本入札への入札参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

（2）入札参加資格確認結果通知書・関係書類の交付

入札参加申請を行った者に対し、入札参加資格の確認後、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付する。なお、前記3に規定する条件付一般競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

また、交付の際、前記5で配布している「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書」を別紙記入説明のとおり記入・押印の上、必ず持参すること。

① 提出書類

・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知受領書（記入・押印済のもの）

②交付書類

- ・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
- ・入札書
- ・入札書郵送用大封筒（青色）、入札書封入用小封筒（緑色）
- ・条件付一般競争入札辞退届
- ・委任状
- ・質疑があった場合の回答
- ・暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

③交付日

前記4（5）条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書・関係書類交付日時のとおり

④交付場所

前記4（5）条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書・関係書類交付の場所のとおり

## 7 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、前記4（3）の質疑締切日時までにEメールアドレスにより質問の内容を前記1の契約事務担当課に問い合わせること。その際、質問者の名称、商号、担当者氏名、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、質問すること。送信後、速やかに契約事務担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

前記4（4）の質疑回答日時及び場所において、文書により回答する。

## 8 入札手続等

（1）入札締切日時

前記4（6）入札締切日時のとおり

（2）提出場所

前記1の契約事務担当課

（3）入札方法

郵便入札（持参不可）

前記4（6）入札締切日時までに到着するように一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

(4) 入札に記載する金額

入札は総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

(5) 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記10

(1)～(5)のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低金額をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の手続き（落札決定後、5日（休日を除く。）以内に契約締結をする。）を行う。また、落札者が当該案件の契約に応じない場合（錯誤の入札等）は、当該入札を無効（公益財団法人堺市公園協会入札参加有資格業者の入札停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止の措置を行うことがある）とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低金額をもって入札した者のうち、次順位以降の者を順次繰り上げ、落札者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行い落札者を決定する。なお、入札者又はその代理人（以下「開札代理人」という。）が当該開札に立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、これに代えて、当該入札業務に關係のない当協会職員にくじを引かせるものとする。

(7) 無効となる入札 別記「入札に係る注意事項」10のとおり

(8) 契約金額に関する特記事項

なし

## 9 開札等

(1) 開札日時

前記4（7）開札日時のとおり

(2) 開札場所

前記4（7）開札の場所のとおり

(3) 開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立ち会うことができる。ただし、開札に立会う者は、入札者又は開札代理人とする。開札代理人が参加する場合は、開札に関する権限の委任を受けなければならない（開札前に委任状を提出すること）。また、開札会場内への入室は1入札者1名に限り、入室の際に「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書」を提示すること。

(4) 開札への立ち会い時に持参する物

- ・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
- ・前記8（6）の同価の場合にくじに押印するための任意の印鑑（個人印可）
- ・委任状（開札代理人が出席する場合のみ）
- ・筆記用具

(5) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。地方自治法施行令第167条の8及び公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第21条に規定する再度入札は実施しない。

(6) 落札者がないとき

入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、後日、速やかに入札方法を改めて新たに入札を行う。

(7) 入札結果の連絡

落札者にのみ、電話にて入札結果を連絡する。なお、入札結果は後日、当協会ホームページ（<https://www.sakai-park.or.jp/tender/index.html>）の入札情報で公表する予定。

## 1.0 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者に関する事項

当協会理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれか（ただし、（3）を除く。）に該当した場合は、落札者としない。また、当協会理事長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（1）、（2）及び（5）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（3）又は（4）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

- (1) 堺市入札参加停止または堺市入札参加回避を受けた場合
- (2) 当協会入札参加停止または当協会入札参加回避を受けた場合
- (3) 堺市入札参加除外を受けた場合又は通報等を受けた場合
- (4) 前記6（2）②の暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しない場合
- (5) (1)～(4)のほか、前記3に規定する条件付一般競争入札参加資格を満たさなくなった場合

## 1.1 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず本入札の前記4（5）の入札参加資格確認結果通知書・関係書類交付日時から前記4（6）の入札締切日時までに条件付一般競争入札辞退届を、前記1契約事務担当課に提出すること。ただし、入札書を既に提出した場合、入札の辞退はできない。

なお、入札書が前記4（6）の入札締切日時までに未達の場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

## 1.2 その他

- (1) 契約保証金
  - 要（契約金額の100分の10以上。ただし利子は付かない）ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。
    - ア 保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
    - イ 過去2年間に、国又は地方公共団体並びに当協会と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。（当協会以外の場合は、履行実績証明書が必要）
  - (2) 契約書作成の要否 要
  - (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (4) 契約条項等については、前記1の契約業務担当課で閲覧することができる

## 入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札締切日前に入札を辞退しようとするときは、条件付一般競争入札辞退届に記入押印の上、当協会から交付する入札書郵送用大封筒（青色）に同封して郵送すること。  
ただし、入札書を既に提出した場合、入札の辞退はできない。
- 3 入札は当協会で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、堺市への登録使用印鑑を鮮明に押印すること。
- 5 開札への立会いをする者は、開札当日、開札開始前に条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書を提示しなければならない。また、代理人が参加する場合は、開札に関する権限の委任を受けなければならない。（開札前に委任状を提出すること。）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
  - (1) 条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書の提出が期日までにないとき。
  - (2) 入札参加資格を満たさないもの。
  - (3) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
- 7 入札書の提出方法は下記によるものとする。
  - (1) 入札書は当協会から交付する入札書封入用小封筒（緑色）に入れ、封かんする。
  - (2) 入札書封入用小封筒（緑色）の裏面に堺市調達課への登録の会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、入札書に押印した印鑑を3箇所（裏面割印を含む）に押印する。
  - (3) 当協会から交付する入札書郵送用大封筒（青色）に、入札書を入れ封かんした入札書封入用小封筒（緑色）を同封し、差出人欄を記入の上、書留（一般書留又は簡易書留）で郵送し、入札が終わるまで差出控えを保管する。
- 8 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とする。
- 9 当協会から交付した、入札書、入札書郵送用大封筒（青色）、入札書封入用小封筒（緑色）等の入札関係書類を書き損じ、破損、亡失した場合は速やかに契約（業務）担当課へ申し出、再交付を受けること。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
  - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
  - (3) 入札書に記名押印がないとき。
  - (4) 入札金額を訂正したとき。
  - (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
  - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
  - (7) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねているとき。
  - (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (9) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
  - (10) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
  - (11) 契約実施細則第18条第1項の規定により最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で入札したとき。
  - (12) 入札書が書留（一般書留又は簡易書留）以外で届けられたとき。
  - (13) 当協会指定の入札書郵送用大封筒（青色）以外の封筒で郵送されたとき。

- (18) 入札書郵送用大封筒（青色）を開封した際に、入札書封入用小封筒（緑色）が封かんされていないとき、又は入札書大封筒に入札書が直接入っているとき。
  - (19) 当協会指定の入札書封入用小封筒（緑色）以外に入札書を封かんしたとき。
  - (20) 入札書と入札書封入用小封筒（緑色）の件名が一致しないとき。
  - (21) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 11 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることはできない。
- 12 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 13 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札は行わず、後日、新たに入札を行う。
- 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 15 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 16 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- 17 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- 18 落札決定後、5 日（休日を除く。）以内に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。